

外国人専門家の受入及び COVID19 防止の隔離について

宛先：各局：保険局、観光局、外務局、労働傷病兵社会局  
ハノイ市司令部  
ハノイ市公安局  
各郡・村

就労目的で入国する投資家、技術専門家、高技能労働者、企業管理職である外国人に対する支援に関する 2020 年 5 月 23 日付 COVID-19 対策国家指導委員会公文 No.284/CV-BCD を実施するために、ハノイ市人民委員会は、各関連機関に対して、受入及び COVID-19 防止対策に関わる下記プロセスの実施を要請する：

1. 投資家、技術専門家、高技能労働者、企業管理職（以下、専門家を言う）である外国人の入国及びハノイ市での就労を要請するニーズを有するハノイ市にある各企業・組織は、書類の受付・検討・ハノイ市への報告の窓口である保健局を通じて人民委員会へ（添付のフォーマットで）提案書を提出する。
2. 各専門家は、保険省が公布した 2020 年 3 月 12 日付“COVID-19 防止対策の集団隔離施設における医療隔離のガイダンス”及び 2020 年 3 月 20 日付“隔離対象者の自己負担で行われる COVID-19 防止対策によるホテル内部での集団医療隔離に関する暫定的なガイダンス”に基づいて、人民委員会が決定したハノイ市内の集団隔離施設（以下、隔離施設を言う）で隔離される。
3. 保健局は以下の責任がある：
  - 入国及びハノイ市での就労のニーズのあるハノイ市内にある企業・組織の提案書類を受付する窓口である。外務局、労働傷病兵社会局及び関係機関（必要な場合）と協力して、規定に従って書類のチェック（対象、入国・隔離期間、隔離の予定地）を行って、人民委員会が入国・ハノイ市での就労に関する十分な条件を有する専門家リストを承認するために、報告する。書類処理期間は、十分な書類を受け付けてから、業務日 3 日間である。
  - 観光局と協力して条件を満たす集団隔離施設を調査して、人民委員会が集団隔離施設の設置を決定するために、報告する。
  - 集団隔離施設（隔離対象者が自己負担）を各企業・組織へ通知する。
  - 保健省及びハノイ市の規定に従って、各企業・組織に対して、専門家の迎え、搬送、集団隔離の厳格な監視での実施を案内する。
  - 2020 年 4 月 16 日付 COVID-19 防止対策国家指導委員会公文 No.1905/CV\_BCD に従って、入国した専門家に対して 2 階の検査サンプルを取る。
  - 専門家の隔離に関する課題をとりまとめ、人民委員会及び保険省が解決策を検討するために、報告する。

#### 4. 観光局

保健局と協力して集団隔離施設を設置するための条件を十分に満たすホテルや住宅を調査して、人民委員会が市の集団隔離を設置するために報告する。

5. 公安局は、郡や村の公安室に対して、地元の保健センターと集団隔離施設及び関係機関と協力して、専門家の空港から隔離施設までの移動を厳格に監視し、感染防止対策上の安全を確保するように指導する。

6. 首都司令部、各郡・町・村の人民委員会は、地元の隔離施設に対して、規定に従って隔離を行い、施設内での感染及びコミュニティへの感染が発生しないように、指導する。

7. 入国してハノイ市で就労する外国人の専門家がいるハノイ市にある各企業・組織は、人民委員会の承認を受けた後、積極的に、以下の機関へ連絡する：

- 公安省出入国管理局：規定に従って入国手続きを行うための案内を受けるため
- 保険局、各郡・町・村の人民委員会、集団隔離施設：規定に従って隔離を行うため

人民委員会は、各関係局、各郡・町・村の人民員会に対して、上記の内容の厳格な実施を行い、専門家のハノイ市への入国を支援すると同時に、市内の COVID-19 防止対策上の安全を確保することを要請する。

人民委員会の代表  
人民委員長の代理  
ゴ・ヴァン・クイ副人民委員長